

喜多方市文化芸術推進基本計画（案）【概要版】

第1章 計画の策定にあたって

◎計画策定の趣旨

本市の豊富な歴史文化資源や地域資源を活用した文化芸術活動を積極的に行い、市民の郷土に対する誇りや愛着を高め、文化芸術の持つ創造性により日常の中に文化芸術あふれる喜多方らしいまちづくりを進め、市総合計画に示す将来像「力強い産業 人が輝く 活力満ちる安心・快適なまち」の実現へ向け、本計画を策定します。

◎計画の性質

- ・文化芸術基本法に規定する地方文化芸術推進基本計画
- ・障害者による文化芸術活動の推進に関する法律に規定する市町村推進計画を兼ねる。
- ・市教育振興基本計画の個別計画
- ・市文化財保存活用地域計画を並行して策定する。
- ・SDG sの基本的な考え方を踏まえる。

◎計画の期間

令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間

◎対象とする文化芸術の範囲

- ・芸術 ・メディア芸術 ・伝統芸能 ・芸能
- ・生活文化等 ・文化財等 ・地域における文化芸術

第2章 喜多方市の文化芸術を取り巻く環境

◎喜多方市の文化芸術

- ・「喜多方美術倶楽部」の結成
- ・「セピロマ会」の発足
- ・「喜多方発 21 世紀シアター」「蔵のまちアート・ぶらり～」の開催
- ・「創造都市ネットワーク日本」への加盟
- ・文化芸術創造都市推進事業（会津型）の実施

◎取り組むべき課題

- ・文化芸術に関わる機会の充実を図ること。
- ・文化芸術を支える人材や団体などの育成、環境の整備を図ること。
- ・子どもの頃から身近な文化芸術に触れる機会を創出すること。
- ・歴史文化資源の保存、継承と活用を図ること。
- ・情報収集・発信を強化すること。

第4章 推進体制及び進捗管理

◎推進体制

- ・市民、市、団体、事業者などとの連携・協働

◎進捗管理

- ・文化芸術推進審議会（仮称）
- ・市の行政評価
- ・市教育委員会の点検・評価

第3章 計画の体系

基本理念

文化芸術で出会い、育む 喜多方の ひと・まち・みらい ～ 文化芸術創造都市の形成 ～

喜多方には、豊かな自然環境や先人が育んできた多くの文化的資産があり、それらは、時代の流れの中でさまざまな人や文化との「出会い」を重ね、喜多方ならではの地域資源として成長・発展（「育む」）を遂げてきました。わたしたちは、喜多方の歴史や風土を大切にまもり・いかし・伝えとともに、市民・企業・教育機関・関係団体・行政などの連携・協働により「ひと」同士がつながりを持ち、文化芸術の持つ創造性を領域横断的に活用した事業の推進により、日常の中に文化芸術があふれる喜多方ならではの「まち」をつくり、持続可能で活力ある喜多方市の「みらい」を目指します。

基本目標	施策目標	施策の柱	主な取組
1 文化芸術に接する機会を創出する 市民一人ひとりが身近な場所で気軽に文化芸術に出会い、接する機会を創出し、市民全体の豊かな心を育みます。 特に、子どもの頃から文化芸術に触れる機会の拡充を図り、次世代を担う子どもたちの優れた感性や創造力を育みます。	(1) 誰もが文化芸術を身近に感じられる機会を創出する	①身近な場所での文化芸術に触れる機会の創出	●市美術館における展覧会の充実及び教育への普及 ●喜多方プラザ文化センター、各公民館などにおける文化芸術企画の拡充など
		②多様な文化芸術活動機会の創出	●障がいや年齢などを問わず文化芸術体験ができるような機会の創出 ●介護施設や医療機関での鑑賞機会の創出など
		③気軽に文化芸術を楽しむ機会の創出	●子どもや高齢者などにもわかりやすい作品解説の実施 ●子どもの目線に合わせた鑑賞機会や本物に触れる体験機会の創出など
2 歴史文化資源をみんなでまもり・いかし・つなげる 地域に受け継がれてきた文化財や伝統文化などをまもり、地域社会全体で歴史文化資源をいかし、伝えていく仕組みをつくります。	(2) 子どもたちが文化芸術に触れる機会を創出する	①教育機関における文化芸術に触れる機会の創出	●文化芸術活動への動機付けとなる取組機会の創出 ●芸術家や伝統文化の継承者などとの交流機会の創出など
		②将来の文化芸術を担う子どもたちの育成	●親子や家族で参加や体験ができる企画の検討・実施 ●文化団体等や地域学校協働活動との連携による体験機会の創出など
	(1) 歴史文化資源を把握し、適切に保存する	①歴史文化資源の継続的な調査・研究	●総合的な歴史文化資源調査の継続的実施 ●歴史文化資源の調査研究による価値付けの深化 ●調査データ整理・一元化の推進など
		②歴史文化資源の適切な保存管理	●既存の指定等制度による保護の推進 ●歴史文化資源の破損・劣化状況の把握と修理計画の作成 ●支援事業の充実と整備など
		③歴史文化資源の防災・防犯	●防災事業（防災計画策定・防災設備設置）の推進 ●防災・防犯に関連する体制の構築など
	(2) 歴史文化資源による地域活性化を図る	①歴史文化資源の情報発信・普及啓発	●歴史文化資源の価値・魅力を伝える取組の強化 ●指定等文化財の公開活用への促進と環境整備 ●教育機関などとの連携による学習機会の創出など
		②歴史文化資源の地域振興への展開	●歴史文化資源の観光活用の拠点となる施設の整備 ●歴史文化資源を巡る観光・周遊ルートの設定 ●歴史文化資源の活用機会の創出など
	(3) 歴史文化資源を保存・活用するための体制をつくる	①歴史文化資源の保存・活用を推進するための体制構築	●歴史文化資源の保存・活用に関する体制の構築 ●専門人材の育成 ●外部人材の活用など
3 「ひと」と「まち」の仕組みをつくる	(1) 文化芸術活動の活性化を図る	①文化芸術活動のサポート	●文化協会の活動サポート ●文化団体への補助・助成等の情報提供 ●文化芸術活動への補助制度の構築 ●文化芸術活動の発表の場の創出 ●芸術家と市民との交流機会の創出など
	(2) 「ひと」を育て、組織をつくる	①文化芸術を支える人材の育成及び組織の形成	●文化芸術の担い手になり得る人材の育成 ●文化芸術コーディネーターの育成 ●関係機関などを領域横断的につなぐ組織設置の検討・実施など
	(3) 「まち」の仕組みをつくる	①文化芸術活動を支える体制づくり	●市民・企業・教育機関・関係団体・行政など、多様な分野によるネットワークの構築 ●市民・企業・教育機関・関係団体・行政などとの情報共有による参加しやすい環境づくりなど
【共通】情報発信 市民一人ひとりに文化芸術に関する情報が行き届くよう、世代やニーズに応じた効果的な発信や、発信力を高める取組を進めます。	(1) 一人ひとりに情報を届ける	①文化芸術に関する情報の効果的な発信	●定期的な文化芸術情報発信の実施 ●多様な広報媒体による即効性のある情報発信の実施 ●ICT などを活用した多彩な情報発信の実施 ●アクセシビリティに配慮した情報発信の実施など